

道水路等の払下げに至るまでの手順

1 払下げ相談(申請人)	目安の期間
<p>○「認定外道路等の払下げに係る事前調査依頼書」に払下げを受けたい道水路敷地の場所、範囲が分かる 図面などの資料を添えて監理課公有財産担当 に相談してください。</p> <p>○申請人の承諾があれば、代理人でも相談できます。ただし、代理人による相談の場合も、「認定外道路等の払下げに係る事前調査依頼書」の提出が必要になります。</p> <p>※相談の際に必要な書類…公図の写し、位置図、現場写真、認定外道路等の払下げに係る事前調査依頼</p>	約 6 週間
<p>2 調査・回答(監理課)</p> <p>○相談(調査依頼)のあった道水路敷地について資料収集、現地調査及び関係各課から意見聴取を行い、払下げの可否について回答します。</p> <p>○払下げ可能な場合は、指摘事項の解消など払下げの条件を満たしたうえで、申請手続きを進めることができます。</p>	
<p>3 払下げ面積確定測量、隣接権利者の同意、条件整備等(申請人)</p> <p>○申請者は、対象となる道水路敷地に隣接した土地の所有者となります。</p> <p>○払下げ申請地に隣接する土地所有者(申請人以外)、水利権者及びその他権利者の承諾が必要となります。【承諾書の提出】</p> <p>○払下げ申請地がある地区の区長との協議が必要となります。【区長との協議書提出】</p> <p>○払下げ申請までに、指摘事項など条件を満たしていただきます。</p> <p>○払下げ申請地の境界立会申請及び登記に必要な書類の作成・測量等は、申請人の御負担となります。</p>	申請者の作業期間
<p>4 払下げ申請及び必要書類の提出(申請人)</p> <p>○申請書に必要な書類を添付していただき、監理課公有財産担当へ提出してください。</p> <p>なお、必要書類は、申請内容により変わる場合がありますので、申請前に必ず確認してください。</p> <p>○申請書の受理後、提出書類を確認し、用途廃止手続きを行います。</p> <p>○書類等に不備がある場合は、書類の修正、再提出をお願いする場合があります。</p>	
<p>5 用途廃止及び表示登記・分筆登記(監理課)</p> <p>○提出書類を添え、払下げ申請地の用途廃止の手続きを行います。(監理課及び関係課での確認)</p> <p>○用途廃止の手続き完了後、払下げ申請地の表題登記などの登記申請を監理課が行います。</p> <p>○法務局での登記の処理状況によって、処理期間が長くなる場合があります。</p>	約 3 週間
<p>6 土地売買契約・土地代金納入・所有権移転登記(申請人・監理課)</p> <p>○登記手続き終了後、申請地の売買契約を行います。</p> <p>○契約可能な状態になりましたら、申請人に通知でお知らせします。土地の売買契約金額及び登録免許税額等の諸経費についても併せてお知らせします。</p> <p>○申請地の売払い価格は、申請人の所有する隣接地の固定資産税評価額を基に算定します。なお、隣接地が複数ある場合は、㎡単価が一番高い土地の固定資産税評価額を採用します。(申請地が市街化区域外の場合、土地の種別によって算定式が変わります。)</p> <p>○契約締結後、土地代金の納入通知書をお渡ししますので、金融機関で納入をお願いします。</p> <p>○土地代金の納入確認後、所有権移転登記手続きを監理課が行います。</p>	約 4 週間
<p>7 所有権移転登記完了(監理課)</p> <p>○所有権移転登記が完了しましたら、「登記識別情報通知」を申請人にお渡します。</p>	

※ 目安の期間は標準的なケースでの期間です。申請者の方の作業期間にもよりますが、6か月程度かかります。